

令和 3 年 第 2 回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和 3 年 2 月 10 日 (水) 午前 9 時 30 分～			
2. 場 所	にかほ市金浦庁舎 第 3 会議室			
3. 委員総数	12名			
4. 出席した委員 (10名)	2 番 佐藤 直 3 番 須藤孝子 4 番 巴 朋之 5 番 斎藤勝義 6 番 斎藤文男 7 番 佐藤久美子 8 番 斎藤久江 9 番 森 榮一 10番 加藤朋光 12番 小林 豊			
5. 欠席した委員 (2名)	1 番 須田 貴志 11番 遠藤 豊			
6. 総会議長	会長 小林 豊			
7. 会議録署名委員	2 番 佐藤 直 3 番 須藤孝子			
8. 出席した事務局職員	事務局長 佐々木和則 副主幹班長 小森俊英 副主幹 三浦利枝			
9. 議事日程	第 1 会議録署名委員の指名 第 2 会議書記の指名 第 3 会期の決定 第 4 諸般の報告 第 5 議案審議			
報告第 4 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 (合意解約)について ・・・【20件】			
報告第 5 号	農地の転用事実に関する照会について ・・・【1件】			
議案第 6 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の件について ・・・【1件】			

議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の
件について ··· 【 3 件】

議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定
について ··· 【 3 件】

◆事務局長 ただ今より、令和 3 年第 2 回農業委員会総会を開催します。
(開会 午前 9 時 30 分)

【 会長挨拶 】

◆事務局長 にかほ市農業委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、会長が
議長となり議事を進行します。

◇議長 欠席者を報告します。1 番 須田 貴志委員 11 番 遠藤
豊委員より欠席の報告がありました。

ただ今の出席委員は、委員総数 12 名中 10 名です。出席委
員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立しまし
た。

日程第 1 会議録署名委員の指名

◇議長 2 番 佐藤直委員 3 番 須藤孝子委員の両名にお願いいた
します。

日程第 2 会議書記の指名

◇議長 会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

◇議長 会期は本日 1 日限りといたします。

日程第 4 諸般の報告

【 詳細に説明 】

日程第 5 議案審議

◇議長 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意
解約）について上程します。

◆事務局長 報告第 4 号 - 1 は、借受人が高齢のため耕作が困難になった

ことから合意解約するものです。なお新たな借受人は未定です。

報告第4号-2から4は、いずれも借受人が病気療養のため耕作できなくなったことから合意解約するものです。なお新たな賃借権の設定として、4号-2については議案第8号-5から8に、4号-3については議案第8号-1に、4号-4の一部については議案第8号-2及び3に、それぞれ上程されています。

報告第4号-5は、借受人の都合により合意解約するものです。なお新たな借受人は未定です。

報告第4号-6は、耕作者死亡のため合意解約するものです。なお新たな賃借権の設定として議案第8号-13に上程されています。

報告第4号-7から10は、いずれも借受人が黒川地区で農地利用の集約化を図るため合意解約するものです。なお新たな借受人は未定です。

報告第4号-11及び12は、どちらも借受人が高齢のため耕作が困難になったことから合意解約するものです。新たな賃借権の設定として、4号-11については議案第8号-24及び25に、4号-12については議案第8号-19に、それぞれ上程されています。

報告第4号-13から18は、借受人が離農するため合意解約するものです。4号-13から16及び18については、4号-7から10で説明したとおり、黒川地区で農地利用の集積・集約化を図る新たな借受希望者に再配分するものです。なお、その新たな賃借権の設定として議案第8号-19から22に上程されています。4号-17については、新たな借受人は未定です。

報告第4号-19は、貸渡人が再び自分で耕作ため合意解約するものです。

報告第4号-20は、借受人が高齢による体調不良で耕作が困難になったことから合意解約するものです。なお新たな賃借権の設定として議案第8号-35に上程されています。

【 質問・意見なし 】

◇議長

報告第4号については異議なしと認め、同意することに決定します。

次に、報告第5号 農地の転用事実に関する照会について上程します。

◆事務局長

報告第5号は、秋田地方法務局本荘支局から、農地の転用事実に関する照会があったものです。

土地の表示は『にかほ市象潟町字琴和喜』地内の『畠』2筆合わせて363m²です。場所は、象潟道の駅ねむの丘から北方向に300m先に位置するにかほ市観光協会倉庫と国道7号を挟んだ向かい側です。

現地を森榮一委員と確認しましたが、放置され空き家となつた商業店舗が建っていました。農地転用許可は受けていませんが、建築から30年以上経過していると見られ、県においても現状回復命令は行わないとのことなので、非農地と判断し回答しています。

【 質問・意見なし 】

◇議長

報告第5号については異議なしと認め、同意することに決定します。

次に議案第6号 農地法第3条の規定による所有権移転の件について上程します。

◆事務局長

議案第6号については、譲渡人の経営規模縮小と譲受人の経営規模拡大のため、贈与するものです。譲受人の経営状況は議案に記載のとおりであり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第6号について、原案どおり許可することに決定します。

次に、議案第7号 農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件について上程します。

◆事務局長

議案第7号－1について、場所は象潟町字狐森地内の市営緑ヶ丘墓苑正面入口の前面道路を挟んだ向かい側です。土地の表示は『象潟町字狐森 [REDACTED]』の地目が『畠』で、面積は251m²です。現況は、畠を幾分耕作していますが保全管理農地と判断しています。

譲受人は、当該地を買い受け、自己の一般住宅を建築するために転用します。当該地は、譲受人の現在の住居に近いため、子どもの学校区など、生活環境が変わらない場所として選定したものです。

農地区分は都市計画区域内の第一種住宅区域であり、第3種農地と判断しています。現地については由利地域振興局職員及び森榮一委員に確認してもらっています。

議案第7号-2について、場所は議案第7号-1の申請地の東側に隣接した農地です。土地の表示は『象潟町字狐森 [] []』の地目が『畠』で、面積は102m²です。現況は保全管理農地と判断しています。

譲受人が、当該地の隣接地で経営している工務店の事業規模を拡大し、新たに駐車場及び資材置場用地として使用するため、当該地を買い受けて転用するものです。農地区分は市街化区域内の第一種住宅区域であり、第3種農地と判断しています。現地については由利地域振興局職員及び森榮一委員に確認してもらっています。

議案第7号-3について、当該地は、昨年10月開催の第10回総会において、にかほ農業振興地域整備計画変更案に対する意見について審議し、農業振興地域からの除外について異議のない旨の意見書を提出された土地です。

場所は三森字午ノ浜地内にある介護事業施設の北側に隣接しています。土地の表示は『にかほ市三森字午ノ浜』地内の地目が『田』で、面積は1,476m²です。

既存の介護事業施設が、今年度、障がい者向けの共同生活援助施設を新設するために、その増設用地として、隣接する当該地を買い受けして転用するものです。当該地は都市計画区域のその他地域です。農地区分は第1種農地なので転用は原則不許可ですが、既存施設の拡充が目的であることと、立地が隣接しているということで不許可の例外として認められています。現地については由利地域振興局職員及び佐藤久美子委員に確認してもらっています。

【 質問・意見なし 】
【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第7号-1から3について、原案どおり許可することに決定します。

次に、議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について上程します。

◆事務局長

市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定計画が合わせて35件あり、賃借権の新規設定が25件、

再設定が7件のほか、使用貸借権の新規設定が2件、再設定が1件で、総面積は210, 816m²です。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると考えます。

議案第8号-1及び2は受人が同一であり、どちらも賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第8号-3から11はいずれも賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第8号-1から11について、原案どおり承認することに決定します。

（8番 斎藤久江委員退席）

（午前9時52分）

◆事務局長

議案第8号-12及び13はどちらも賃借権の新設です。また、議案第8号-14は8号-12と同じ受人であり、賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、それぞれ議案に記載のとおりです。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第8号-12から14について、原案どおり承認することに決定します。

（8番 斎藤久江委員着席）

（午前9時53分）

◆事務局長

議案第8号-15は賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第8号-16及び17は受人が同一であり、賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第8号-18から24及び27は受人が同一であり、いずれも賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第8号-25及び26は受人が同一であり、どちらも賃

借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第8号-28は賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第8号-29から31は受人が同一であり、29は使用貸借権の再設定、30は賃借権の再設定、31は使用貸借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第8号-32から34までは賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第8号-35は賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第8号-15から35について、原案どおり承認することに決定します。

これをもって、総会を閉会します。ありがとうございました。

(閉会 午前9時57分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和3年2月10日

会議録署名委員

総会議長

会長

委 員

2番

委 員

3番